

舞鶴医療センターにおける売店の設置・運営者
および入院セット等レンタル事業運営者の公募の公示

令和7年12月からの当センター内における入院患者、外来患者及び職員等(以下「患者等」という。)のための売店の設置・運営者および入院セット等レンタル事業運営者(以下「運営者」という。)を公募しますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和7年7月1日

独立行政法人国立病院機構
舞鶴医療センター院長 法 里 高
(押印省略)

1. 事業概要

(1) 事業名

舞鶴医療センターにおける売店の設置・運営事業および入院セット等レンタル事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当センターと協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための売店の運営および入院セット等レンタル事業の全般を実施する。

(3) 貸付(運営期間)

令和7年12月1日～令和12年11月30日(5年間)

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ② 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ③ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ④ 全省庁統一資格における「役務の提供」で近畿地域のA～D等級に格付けされていること。

(2) 企画書を特定するための評価基準

① 企画書提出者の能力

同種または類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種または類似業務の実績、
その他主要業務の実績

③運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

(3)貸付料の評価

貸付面積に相当する貸付料(使用料)と、収益見込を勘案した貸付料(例えば、売上見込額の何%かを見積もった金額)の合計額による比較評価

3. 手 続 等

(1)担当課・係

〒625-8502 京都府舞鶴市字行永2410番地

独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター

事務部企画課業務班長

電話0773-62-2680(内線233)

(2)説明書の交付期間及び場所

①交付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月29日(火)まで
ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。

②交付場所 (1)に同じ

(3)参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限 令和7年7月30日(水) 17時00分

②登録場所及び方法 (1)に同じ 別紙「応募申込書」を持参又は郵送

(4)企画書、入札書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和7年7月31日(木) 17時00分

②提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送

4. そ の 他

(1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は無効

(2)契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約による)

(3)企画書のプレゼンテーション …… 令和7年8月1日(金)実施

(4)関連情報を入手するための窓口 …… 上記3(1)に同じ

(5)詳細は説明書による